

地域で子どもを育むプロジェクト
～信州こどもカフェ運営支援助成～
2019年度 募集要項

趣 旨	<p>県内の子どもが地域の多様な人との関わりを通じて、様々な困難を乗り越え成長する力を育むことを目的として、信州こどもカフェ（以下「こどもカフェ」という。）の運営を支援します。</p> <p>※本助成は、テクノホーム長野株式会社様から長野県にいただいた寄付を活用させていただいて実施しています。</p>
対象団体	<p>助成の対象となる団体は、以下の（１）から（７）までをすべて満たす地域住民が主体となりボランティアで開設することもカフェを運営する社会福祉法人、NPO 又は任意団体等とします。</p> <p>（１）県内で開設され、営利を目的としないもの。</p> <p>（２）計画的に開催され、同一地区内で月１回以上開催されるもの。</p> <p>（３）以下アからウのいずれかに該当する複数の取組を行うものであること。</p> <p>ア 学習支援と食事提供</p> <p>イ 学習支援とその他の取組（悩み相談、学用品のリユース、高齢者との世代間交流等）</p> <p>ウ 食事提供とその他の取組（悩み相談、学用品のリユース、高齢者との世代間交流等）</p> <p>（４）年間の助成対象経費が 37 万 5 千円未満であること。</p> <p>※ただし、長野県で実施する地域発元気づくり支援金により信州こどもカフェに係る助成を 3 年受けたものについては、この限りではありません。</p> <p>（５）こどもカフェの開設時に、現場を統括するリーダー及び子どもに対して適切な支援ができるボランティア等のスタッフが配置されていること。</p> <p>（６）食事提供にあたっては、無料又は低額（実費相当程度）の料金とされていること。また、保健所の指導に従い衛生管理が十分配慮されていること。</p> <p>（７）活動内容が公序良俗に反しないこと。</p>
対象経費	<p>こどもカフェの活動に要する経費 （食材費、賃借料、謝金、旅費、印刷費、消耗品費、燃料費 等）</p> <p>※<u>領収書またはレシート等の明細のあるものに限り</u>ます。</p>
対象期間	<p>平成 31 年（2019 年）4 月 1 日から令和 2 年（2020 年）2 月 28 日までにを行う事業</p>
限 度 額	<p>活動を行うこどもカフェの開設時期により助成限度額は、以下（１）（２）のとおりです。</p> <p>（１）昨年度より継続して活動を行っている場合 1 か所あたり 3 万円以内</p> <p>（２）平成 31 年 4 月から令和元年 12 月の間に開設する場合 1 か所あたり 5 万円以内</p> <p>※<u>実際の助成額は、申請の状況等をみて決定</u>します。</p> <p>※<u>申請多数の場合は、取組内容、活動状況、他の助成金活用状況等により助成対象</u></p>

	<p><u>を決定します。採択されない場合もありますのでご了承ください。</u></p> <p>※交付が決定した団体の次年度以降の助成限度額は1か所あたり3万円以内とし、助成金の受取は3か年を限度とします。</p>
応募方法	<p>助成申請書（様式1-1）を記入の上、関係書類を添付して、こどもカフェを開設する管内の市町村社会福祉協議会にご提出ください。ご提出いただいた申請書は市町村社会福祉協議会を通じて本会へ回送されます。</p> <p>助成申請書は本会ホームページからダウンロードすることができます。</p> <p>【募集期間】 令和元年（2019年）6月5日（水）～7月5日（金）</p> <p>※助成総額が予算の上限に達しなかった場合、追加募集を行います。</p>
決定までの流れ	<p>(1) 助成の決定 市町村社会福祉協議会に提出された助成申請書をもとに本会において審査後、本会から各団体にお知らせします。（7月中旬頃）</p> <p>(2) 助成金の送金 助成決定後、指定口座に送金します。（8月上旬頃）</p> <p>(3) 実施報告書の提出 事業実施後に実施報告書を提出してください。</p> <p>(4) 信州こどもカフェ応援講座の開催 活動の充実を図ることを目的に、必要な企画の立て方や活動の留意事項等に関する講座を開催します。可能な範囲でご参加ください。 【中南信会場】 令和元年7月22日（月）@松本勤労者福祉センター 【東北信会場】 令和元年7月29日（月）@佐久平交流センター</p> <p>(5) 活動報告会 助成決定した団体同士の交流を兼ねた活動報告会（3月頃開催）を開催し、活動を共有します。（別途ご案内いたします。）</p>
助成に関する 問合せ先	<p>社会福祉法人長野県社会福祉協議会 まちづくりボランティアセンター 〒380-0928 長野市若里7-1-7 長野県社会福祉総合センター4階 TEL：026-226-1882 / FAX：026-228-0130 E-mail：vcenter@nsyakyu.or.jp / URL：http://www.nsyakyu.or.jp/</p>
申請書提出先	<p>こどもカフェを開設する管内の市町村社会福祉協議会にご提出ください。 ご提出いただいた申請書は市町村社会福祉協議会を通じて本会へ回送されます。 【市町村社会福祉協議会の所在地・連絡先】 URL：http://www.nsyakyu.or.jp/soumu/link.php</p>